

患者団体との関係の情報公開について

E Aファーマ株式会社

2016年4月1日制定

1. 患者団体の定義

患者団体とは、患者様・ご家族、その支援者が主体となって構成され、患者様の声を代表し、患者様・ご家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ団体です。

2. 公開方法

当社ウェブサイトを通じ、患者団体への前年度分の資金提供について、公開対象項目(1)～(4)を決算終了後に公開します。個人情報を含むデータは、当社のプライバシーポリシーに則り適正に扱います。

3. 公開対象項目

(1) 直接的資金提供

寄付金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

・ 寄付金	〇〇会	〇〇円
・ 会員・賛助会員費	〇〇会	〇〇円
・ 協賛費	〇〇会	〇〇円
・ 広告費	〇〇会	〇〇円

(2) 間接的資金提供

患者団体支援を目的とした、当社主催・共催の講演会等の費用

・ 年間総額	〇〇円
・ 提供団体	〇〇会、□□会、△△会

(3) 当社からの依頼事項への謝礼等

講師謝金、原稿執筆・監修料、調査費用、アドバイザー料等

・ 講師謝金	〇〇会	〇〇円
・ 原稿執筆・監修料	〇〇会	〇〇円
・ 調査費用	〇〇会	〇〇円
・ アドバイザー料	〇〇会	〇〇円

(4) その他

労務提供等

・	〇〇会、□□会、△△会
---	-------------

以上